

IPLux (アイピー・ルクス)

TOPICS

- 1.ご挨拶
- 2.ナイキ社の厚底マラソンシューズ
- 3.ゲノム編集特許に知財高裁の判断
- 4.新型コロナ特例措置なし(03/16現在)
- 5.海外知財制度改正情報

◇ ご挨拶

IPLuxを発売して五度目の春がやってきました。3月の東京マラソン、名古屋ウイメンズマラソンにおいて、最後の男女マラソン代表が決定し、オリンピック2020へ機運が高まってきましたが、新型コロナウイルスの影響によって、3月24日

に延期が発表されました。世界中の仲間と共に、この難局を乗り越えて行きたいと思います。



東京マラソン淡路町交差点付近にて:撮影本谷

◇ ナイキ社の厚底マラソンシューズ

3月1日の東京マラソンにおいて、大迫選手がナイキ社の厚底マラソンシューズを履いて、日本新記録を出し、同シューズが話題になりました。そこで、ナイキ社の厚底マラソンシューズ日本特許を調べてみました。

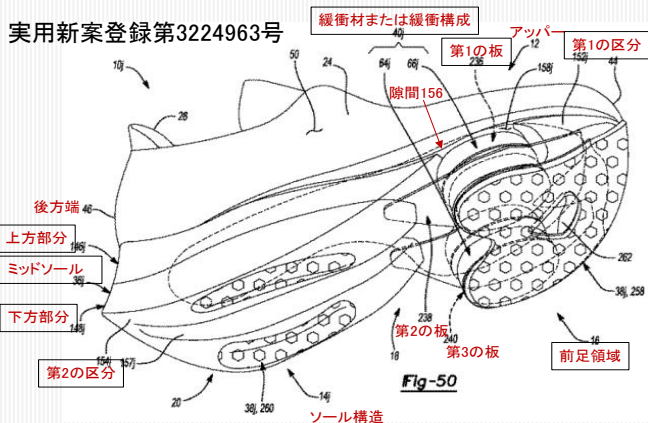
大迫選手が今回使用したのが、下写真の「エアズームアルファフライネクスト%」です。

土踏まずと足指間下方のガスクッションと踵部形状が印象的です。このシューズに関する下記の実用新案登録が2件ありました。実用新案とは意外でした。オリンピック前に権利化したかったのでしょうか。

第3224963号は、ナイキ社得意のガスクッションとカーボンプレートとの組み合わせが特徴です。この構造で、反発力を高め、ストライドをミリ単位で伸ばす効果があるようです。

第3223999号は、踵部の触先形状(赤枠部)が特徴です。この形状で、地面を蹴った後、シューズを後方へ跳ね上げる際の空気抵抗を低減し、疲労を軽減効果を発揮しているようです。

一概には言えませんが、これらの相乗効果によって、従来の記録を21秒更新して日本新記録が生まれたのかもしれませんが。なお、厚底シューズに関する登録意匠は発見できませんでした。審査中かもしれません。



※詳細は、J-Plat Patにてご確認下さい。



出所: <https://www.cnn.co.jp/photo/1/930608.html>

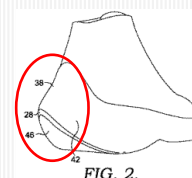


FIG. 2.

実用新案登録第3223999号

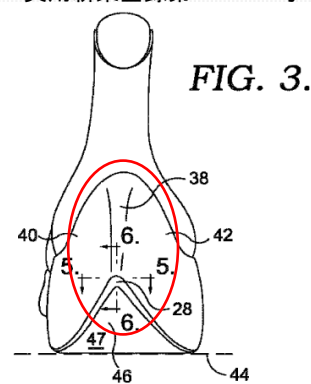


FIG. 3.

◇ゲノム編集特許に知財高裁の判断

日経電子版で、「ゲノム編集技術、米研究所の特許認める 知財高裁判決」と言う記事(2020/2/25付)を見つけました。米国のブロード研究所が2件の特許出願についての拒絶審決に不服を申し立てた知財高裁訴訟で、1件はブロード研究所側の主張を認めて審決を取り消した(判決が確定すれば特許が認められることとなる)ものです。

発明のゲノム編集技術は、「クリスパー・キャス9(CRISPR-Cas9)」です。編集対象のDNA配列の中から、切り取りたい配列をみつけて、正確に切り取ることができる点で優れているようです。日経では専門家の見方が別の記事で紹介されるなど、注目が高いようですので、どんな特許かを調べてみました。

訴訟の対象となっている特許出願は、次の2件です。ここではファミリーを調べてみました。

* 優先権情報を基に各国の特許出願を結びつけた特許群のこと。(出所: JPO【6.5.2】ファミリー情報の活用)

- ① 特開2016-165307…審決維持(→拒絶)
- ② 特開2016-171817…審決取消(→特許)
(注: 括弧内はこのまま判決が確定した場合、特許されるのか否かを示しています。最高裁に上告されると変わる場合もあり得ます。)

①の分割親出願(特表2016-505026)は拒絶査定されており、審判に進んでいるかどうか不明。同じ特許から分割された出願のうち、3件は既に特許され、3件は審査が進行中です。

②の分割親出願は既に特許(第6545621号)されています。同じ特許から分割された出願のうち、1件は審査が進行中です。

判決の技術的、商用的な影響を知りたい方は、特許ファミリー*についても調べてみてはいかがでしょうか？

◇新型コロナ特例措置なし(03/16現在)

新型コロナウイルス感染に起因する外内出願中間手続等の応答期間について、日本弁理士会から連絡がありましたので、お知らせいたします。

現在、コロナウイルスの影響が各国に広がっています。たとえば中国の依頼人からの出願案件に関し、日本国特許庁から拒絶理由が通知されたものの中国での休業措置により連絡が取りにくくなっている場合があります。

日本弁理士会からの連絡*によれば、日本国特許庁は「我が国政府や外国知財庁の対応を注視しているものの、新型コロナウイルス感染

は地震や台風等の自然災害とは違って通信インフラに直接的な影響を及ぼすものでないため、今のところ、中間手続に係る応答期間の一律延長等を行うことは予定していない」とのことです。このような場合、特許庁の担当審査官・審判官などに直接問い合わせを行ってください。

また、新型コロナウイルス感染がヨーロッパへ拡大しています。ヨーロッパの各国特許庁などでは、今後応答期間についての特別対応があるかもしれません。引き続き注意する必要があります。

*)2020年02月28日付「【日本弁理士会】新型コロナウイルス感染に起因する外内出願中間手続等の応答期間について」(メール)

◇ 海外知財制度改正情報

《韓国》

◆コロナウイルスの被害および対応への支援対策施行

韓国特許庁は、①被害企業への知的財産担保融資の優先的な実行、②コロナウイルス関連の審査・審判の早急な実施、③応答期間に間に合わなかった出願人に対して段階別での救済策の実施などを決定しました*1。韓国へ出願中の場合、ご注意ください。

◆特許法改正

改正韓国特許法が2020年03月11日に施行され、方法の発明の実施態様として「方法の使用を申し出る行為」が追加されます*2。これにより、特許されたソフトウェアをオンラインで無断で転送する行為は侵害となります。

詳細はリンクをご覧ください。

* 1) <https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/ipnews/2020/200228.html>

* 2) <https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/ipnews/2019/191212.html>

* 3) https://www.jetro.go.jp/ext_images/_ipnews/europe/2020/20200203.pdf

※上記日本及び海外改正情報は2020年03月06日現在の情報です。

お問い合わせ先

お陰様をもちまして、開業3周年を迎えることができました。

これまでの皆さまのご厚情に深く感謝申し上げます。
これを機に、**ライブラリサイト**を立ち上げました。

<http://lib.aq-patent.com>

種々の特許マップを使った事例研究などを公開しております。

皆様のお役に立てれば幸いです。

今後とも、ご指導・ご鞭撻のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

《欧州》

◆Brexitの影響

2020年01月31日にEUを離脱した英国に関し、欧州の関係当局はBrexitによる知財への影響についての情報を公開しました*3。移行期間(2020年02月01日～12月31日)中に変更される可能性もありますのでご注意ください。

・現在の知的財産制度は、移行期間終了まで継続

・しかし、移行期間後、商標および意匠は英国においては保護されなくなる

・たとえば、商標の出願人は、係属中のEU商標出願を有する場合、同等の英国商標を登録するために出願を行うことができる

《米国・台湾・香港・中国・条約》

特になし

英究特許事務所

弁理士 小島 浩嗣

MAIL: kojima@aq-patent.com

TEL: 03 (6869) 2686

TEL/FAX: 04 (2935) 3214 (所沢サイト)

URL: <http://www.aq-patent.com>

※本ニュースレターは、有志の弁理士グループ『Team Lux(チーム・ルクス)』(本谷、藁科、小島)が旬の知財情報の中から、企業の皆さまの知財業務に役立つ情報をピックアップして提供させていただいております。尚、内容についてのご質問、お問合せは、『Team Lux(チーム・ルクス)』のメンバーである配布責任者までお願いいたします。

※ニュースレター『IPLux(アイピー・ルクス)』の名称について

「Lux(ルクス)」はラテン語で「光」の意味です。本ニュースレターが、皆様にとって知的財産(IP; Intellectual Property)に関する一筋の道、一筋の光となるように命名しました。末永くご愛顧賜りますよう、お願い申し上げます。